

管理栄養士・栄養士業務規範（案）（Ver. 4.3）

（目的）

管理栄養士・栄養士業務規範を作成する目的は、「管理栄養士・栄養士倫理綱領」をわかりやすく解説し、栄養士法で定める栄養士・管理栄養士の業務を標準化し、明確にすることです。

（栄養の定義）

栄養とは、生体が外部から食物を摂取して、そこに含まれる栄養素を体内に取り込み、代謝を通じて、生命を維持して成長、発育し、生活を営む一連の状態をいいます。生体内における生命現象を構成するエネルギーへの変換、生体を構成する種々の物質の合成・分解等の多様な化学反応を総称して代謝といいます。この代謝を通じて生命を維持する一連の営みによって、すべてのライフステージにおいて生体の内部環境の恒常性が保たれ、生命活動に不可欠で多様な生体機能が維持され、健康的な生涯を全うすることができます。

（管理栄養士・栄養士の業務）

「食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる（食育基本法前文）」ことは、日本のこれからを左右する国民全体の課題です。管理栄養士・栄養士は、すべての人びとが自己実現をめざし、健やかによりよく生きることを地域社会に根差して支援します。管理栄養士・栄養士の業務とは、保健・医療・福祉・教育等の分野において健康の保持・増進、疾病の発症予防・治療・重症化予防、介護予防、食行動の自律支援のための「栄養の指導」です。

（「栄養の指導」とは）

「栄養の指導」には、一人ひとりの身体状況や生活環境（特に食環境）にあった正しい食事の提供方法の指導だけでなく、学校や事業所、病院等の施設において集団に対する適切な食事提供の指導と実践も含まれます。これらは体内に取り込まなければならない栄養素などの食事を含む様々な食形態を駆使して、特殊な栄養素補給方法を含む疾病に対する食事療法や食の大切さを説く食育活動です。「栄養の指導」には、対象者や対象集団に提供する具体的な業務とともに、食事管理、栄養管理、栄養教育等多岐にわたる支援活動が含まれます。

一つの例として、対象が胎児の場合について解説します。母親となる女性の栄養状態は、胎児の栄養状態だけでなく、出生後の栄養状態や健康障害と密接に関係しています。さらには、胎児期の栄養状態が次世代の健康障害とも関連していることが明らかになっています。対象となる妊婦の代謝変化を理解した上で、摂取すべきエネルギー量やたんぱく質量等、どれくらい摂取するかを決定し、食品構成から献立を提案し、それを食事として提供します。提供された食事そのものが栄養教育の教材となります。これにより妊婦は、食に関する知識と食を選択する力を学習することになります。現在の栄養状態と食事との関係をどのように説明すれば、妊婦に理解していただけるのでしょうか。理解していただくためには、科学的根拠に裏づけられ、かつ高度な知識と技術をもって行う専門職としての「栄養の指導」の実践が必要となります。

（専門職としての責務）

専門職としての「栄養の指導」は、人びとの食行動の自律を支えるために、専門的な科学と技術を駆

使して責務として行われる公共的な働きかけです。管理栄養士・栄養士による「栄養の指導」の対象は、食事をとるといふ人の食行動全体を指します。食事は、人の結びつきに依存しています。その食事を健康の保持・増進、疾病の発症予防・食事療法・重症化予防、介護予防等に適った内容で毎日続けることができる人は、食行動の自律を実践していることとなります。しかし、食行動の実践は難しく、食行動の自律を目指す人びとのために、専門職として携えている知識と技術を駆使して支援する職責を負っているのが、管理栄養士・栄養士です。

1. 社会的使命

管理栄養士・栄養士は、対象者の生命、尊厳および権利を尊重し、「栄養の指導」を通して正しい食を介しての健康寿命の延伸とすべての人びとの健康な生活の確保に努める。

(解説)

管理栄養士・栄養士は、日本栄養士会に所属し、すべての人びとの「自己実現をめざし、健やかによりよく生きる」とのニーズに応え、保健、医療、福祉、教育等の分野において、対象者の生命・尊厳および権利を尊重するように心がける必要があります。

管理栄養士・栄養士は、科学的根拠に裏づけられ、かつ高度な知識と技術をもって行う「栄養の指導」を実践し、正しい食を介して、健康寿命の延伸とすべての人びとの健康な生活の確保に努め、もって、公衆衛生の向上に寄与することを使命としています。

2. 人格の陶冶

管理栄養士・栄養士は、教養を深め人格を高めるように努める。

(解説)

管理栄養士・栄養士は、人々に対する「栄養の指導」を業とする。この業を成すためには、「栄養の指導」に通じるすべての事柄に冷静沈着に対応できる心を作ることが必要です。

これを成すために、管理栄養士・栄養士は、栄養の専門職として生涯にわたる知識と技術の習得を怠ることなく継続することが必要です。

3. 業務の原則

管理栄養士・栄養士は、常に自らを律し、良心と他者および社会への愛情をもって、専門職として、「栄養の指導」という業務に最善を尽くす。

(解説)

管理栄養士・栄養士の業務は、常に対象者・対象集団に対する義務の履行です。

管理栄養士・栄養士が専門職として、対象者や対象集団に対して専門的・科学的な知識と技術を駆使して業務を行う場合、対象者や対象集団のために、危害を加えない義務、最善を尽くす義務、対象者の自立と自己決定を尊重する義務、正義に則った対応をする義務、守秘義務、応召義務、連携の義務、社会的な正当性の遵守が必要です。

ときには、自己犠牲的な行動すらも厭わずに対象者や対象集団のために最善を尽くすのは、対象者や対象集団に対してそうすべき義務や責任があるからです。

高い専門的・科学的な知識と技術を駆使して業務にあたることは、専門職の業務が適切であることの必要条件であっても、十分条件ではありません。対象者や対象集団のために最善を尽くす義務では、献身的な態度と、対象者の辛さや悲しみに深く思いをいたす姿勢が必要です。

4. 専門性の自覚

管理栄養士・栄養士は、「栄養の指導」の専門職としての尊厳と責任を自覚する。

(解説)

国民の健康の保持・増進、疾病の発症予防・治療・重症化予防、介護予防等に寄与する社会的責務を担い、対象者や対象集団にとって最も効果的な栄養の指導内容を導き出し、継続的な支援を行うことで、国民全体の身体的・精神的な健康増進につながることを意識することが必要です。また、メディア等から不確かな情報を取り入れる人びとがいることも理解し、科学的根拠に基づいた内容を伝え指導することの重要性を理解することが必要です。

5. 融和と連携

管理栄養士・栄養士は、互いに尊敬し合い、関連する職種と連携・協働し、すべての人びとのQOLの向上に努める。

(解説)

管理栄養士・栄養士の職域は、保健、医療、福祉、教育等、広範囲にわたっています。少子・高齢化が急速に進む中、住み慣れた地域で保健、医療、福祉、教育、住まいおよび生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの一翼を担う専門職として、関連する専門職や関係機関と連携して地域住民の健康を支援する役割を担い、地域住民の相談役としての役割を果たすことが求められています。そのためには、関連する専門職と相互に理解し合い、お互いの役割を尊重しつつ協力することが必要です。管理栄養士・栄養士は、関連する専門職と連携、協働して、対象者の生命および権利を尊重し、科学的根拠に裏づけられ、かつ高度な知識と技術をもって行う「栄養の指導」を実践し、正しい食を介して、すべての人びとの健康な生活の確保に努め、地域における保健、医療、福祉、教育等に貢献することが必要です。

6. 応召義務

管理栄養士・栄養士は、正当な理由がない限り、「栄養の指導」の求めを拒まない。

(解説)

すべての人びとは、健康の保持・増進、疾病の発症予防・治療・重症化予防、介護予防等を図る権利を有しており、これらのサービスは、誰もが享受できるものでなくてはなりません。管理栄養士・栄養士は、個人を人種・民族や国籍、ジェンダー、職業、社会的地位、経済状態、思想や信条、宗教、ライフスタイル、心身の状態等によって「栄養の指導」の求めを拒んではなりません。

管理栄養士・栄養士は、個人のこれらの違いについて十分に理解し、人の生命と健康に関わる「栄養の指導」に係る専門職として、職業倫理と科学的根拠のもとに、保健、医療、福祉、教育等の分野において、すべてに人びとに公平・公正に対応しなければなりません。

7. 説明と同意（インフォームドコンセント）

管理栄養士・栄養士は、「栄養の指導」の内容について説明し、理解と同意を得る。

(解説)

説明と同意（インフォームドコンセント）とは、対象者に栄養の指導上または研究等の協力の選択の機会を提示するものであり、あらかじめ「栄養の指導」の必要性、内容、期間、危険性・副作用、予測

される結果、代替可能なものの有無と内容、これらを実施しなかった場合に予測される結果などについて説明し、対象者の決定権を保証するものです。口頭での説明と同時にその内容を文書で明示し、確認できるようにすることが必要です。「説明・理解」とそれを条件とした「同意」のいずれも欠けないことが重要です。また、一旦同意しても、本人の意思でいつでも撤回できることについても説明します。なお、意思を表明できない場合や、未成年者については、法定代理人、家族等の適切な代理人が対象となります。

8. 無危害義務

管理栄養士・栄養士は、対象者や対象集団に対して、危害を加えない。

(解説)

管理栄養士・栄養士は、対象者や対象集団に危害を加えない義務があります。食事や栄養に関する科学は日進月歩であるために、管理栄養士・栄養士の知識と実践がこれに追いつけていない場合は、質が低いとの評価を受けざるをえません。安全・安心の確認できない食事の提供や科学的根拠のない情報提供など危険性（侵襲性）のある業務を禁じています。

9. 守秘義務

管理栄養士・栄養士は、職務上知り得た秘密を守る。

(解説)

管理栄養士・栄養士は、その職務を遂行する過程で対象者のさまざまな個人情報を得ます。管理栄養士・栄養士は、職務を遂行する過程において、対象となる人びとの氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを知りうる立場にあります。また、職員や組織が職務上作成する場合があります。正当な理由がある場合を除き、職務上知り得た対象者や対象集団の秘密を他に漏らしてはなりません。ここでいう秘密とは、一般的に了知されていない事実であって、それを了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいいます。

10. 個人情報の保護

管理栄養士・栄養士は、職務上知り得た個人情報を保護する。

(解説)

管理栄養士・栄養士は、個人情報の取扱いに関する法令等について正しく理解し、これらの情報について、適正に管理しなければなりません。また、対象となる人びとからの個人情報の収集、利用、保管・管理、必要な関係者間における情報共有等においても、関連する法令等に基づき情報を適正に取り扱わなければなりません。

11. 生涯教育

管理栄養士・栄養士は、生涯教育の精神に則り、高い知識と技術の水準を維持・向上させ、社会的評価を得るように努める。

(解説)

栄養学や「栄養の指導」の実践に関連する知識・技術は常に進歩し続けています。また、食に関わる環境や人と人とのつながりのあり方は日々変化しており、人びとの社会的な価値観や健康の保持・増進、疾病の発症予防・治療・重症化予防、介護予防等のニーズは多様化しています。

こうした背景から、管理栄養士・栄養士が専門職として、対象とする人びとにとって最良の栄養の指導を選択して、その業務を遂行していくためには、常に、高度な専門的能力や倫理観を高める必要があります。管理栄養士・栄養士は、このことを自覚し、それに応えるべく、生涯にわたり、自身の高い教養と専門知識・技術の水準を維持し、さらにそれを向上させる研究心を持ち続けるため、栄養士会が提供する生涯教育プログラムや関連団体による研修会や学会・研究会等、あらゆる機会を積極的に活用し、計画的に継続し研鑽していかねばなりません。

また、これまで管理栄養士・栄養士の業務の確立や発展に貢献された先人の努力とその業績を学び、正しく理解して敬い、その業績を継承しつつ、自らの専門的および関連分野の知識や技術の一層の研鑽に励み、後進の管理栄養士・栄養士の育成に努めなければなりません。

12. 専門職能団体への所属

管理栄養士・栄養士は、栄養士会に所属することにより、より深く社会的責務を果たす。

(解説)

栄養士会では、開催する講演会や研究発表会を通して、健康の保持・増進、疾病の発症予防・治療・重症化予防、介護予防等に貢献する管理栄養士・栄養士の資質の向上をはかっています。また、適正な食生活を支援する制度の整備等に取り組むことを通して、人びとの食環境の整備を推進しています。また、個人では解決できない栄養を取り巻く課題を、組織の力で解決し、社会に貢献しています。すべての管理栄養士・栄養士は、栄養士会に所属することにより、より深く社会的責務を果たさなければなりません。

(次ページもご確認ください。)

管理栄養士・栄養士の倫理行動規範

管理栄養士・栄養士は、すべての人びとに、栄養・食事指導に関する科学とその専門的実用技術に立脚しながら、保健・医療・福祉・教育等の分野において、「栄養の指導」について解り易く伝え、その業務に最善を尽くすことを行動の指針とする。倫理行動規範は、管理栄養士・栄養士がすべての人びとの日常的な習慣に寄り添い、専門職業人としての重要性と社会的使命を強く自覚して、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、「栄養の指導」の専門職として担う責任の範囲を社会に対して明示するものである。

1. 社会的使命

管理栄養士・栄養士は、対象者の生命、尊厳および権利を尊重し、「栄養の指導」を通して正しい食を介しての健康寿命の延伸とすべての人びとの健康な生活の確保に努める。

2. 人格の陶冶

管理栄養士・栄養士は、教養を深め人格を高めるように努める。

3. 業務の原則

管理栄養士・栄養士は、常に自らを律し、良心と他者および社会への愛情をもって、専門職として、「栄養の指導」という業務に最善を尽くす。

4. 専門性の自覚

管理栄養士・栄養士は、「栄養の指導」の専門職としての尊厳と責任を自覚する。

5. 融和と連携

管理栄養士・栄養士は、互いに尊敬し合い、関連する職種と連携・協働し、すべての人びとのQOLの向上に努める。

6. 応召義務

管理栄養士・栄養士は、正当な理由がない限り、「栄養の指導」の求めを拒まない。

7. 説明と同意（インフォームドコンセント）

管理栄養士・栄養士は、「栄養の指導」の内容について説明し、理解と同意を得る。

8. 無危害義務

管理栄養士・栄養士は、対象者や対象集団に対して、危害を加えない。

9. 守秘義務

管理栄養士・栄養士は、職務上知り得た秘密を守る。

10. 個人情報の保護

管理栄養士・栄養士は、職務上知り得た個人情報を保護する。

11. 生涯教育

管理栄養士・栄養士は、生涯教育の精神に則り、高い知識と技術の水準を維持・向上させ、社会的評価を得るように努める。

12. 専門職能団体への所属

管理栄養士・栄養士は、栄養士会に所属することにより、より深く社会的責務を果たす。